

平成26年9月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
決算議案	28
条例議案	13
一般議案	10
補正予算議案	2
合計	53

平成26年9月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	平成25年度北九州市一般会計決算について	会計室
2	平成25年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	
3	平成25年度北九州市食肉センター特別会計決算について	
4	平成25年度北九州市卸売市場特別会計決算について	
5	平成25年度北九州市渡船特別会計決算について	
6	平成25年度北九州市競輪、競艇特別会計決算について	
7	平成25年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	
8	平成25年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	
9	平成25年度北九州市港湾整備特別会計決算について	
10	平成25年度北九州市公債償還特別会計決算について	
11	平成25年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	
12	平成25年度北九州市土地取得特別会計決算について	
13	平成25年度北九州市駐車場特別会計決算について	
14	平成25年度北九州市母子寡婦福祉資金特別会計決算について	
15	平成25年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	
16	平成25年度北九州市廃棄物発電特別会計決算について	
17	平成25年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	
18	平成25年度北九州市介護保険特別会計決算について	

番号	件名	提出局
19	平成25年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	会計室
20	平成25年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について	
21	平成25年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	
22	平成25年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	
23	平成25年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	
24	平成25年度北九州市上水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	上下水道局
25	平成25年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	
26	平成25年度北九州市交通事業会計決算について	交通局
27	平成25年度北九州市病院事業会計決算について	病院局
28	平成25年度北九州市下水道事業会計決算について	上下水道局
29	北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務企画局
30	市長等の給与に関する条例等の一部改正について	
31	北九州市手数料条例の一部改正について	財政局
32	北九州市スポーツ施設条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
33	北九州市消費生活条例の一部改正について	
34	北九州市子ども・子育て会議条例の一部改正について	子ども家庭局
35	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例について	
36	北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例について	
37	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例について	
38	北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について	

番号	件名	提出局
39	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について	子ども家庭局
40	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
41	北九州市火災予防条例の一部改正について	消防局
42	折尾連立・筑豊本線（国道3号交差部）函渠築造工事請負契約の一部変更について	契約室
43	高規格救急自動車の取得について	
44	15メートル級はしご付消防ポンプ自動車の取得について	
45	八幡東消防署移転新築工事請負契約締結について	
46	門司総合特別支援学校新築工事請負契約締結について	
47	上津役中学校改築工事請負契約締結について	
48	公有水面埋立てによる土地確認について	市民文化スポーツ局
49	町の区域の変更について	
50	北九州市スタジアム整備等PFI事業契約締結について	建築都市局
51	指定管理者の指定について（北九州スタジアム）	
52	平成26年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
53	平成26年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	

No.	件名	要旨
平成 25 年 度 決 算 規 模	一般会計	1 歳入 5,122億 2,822万 9千円
		2 歳出 5,088億 4,898万 2千円
		3 形式収支 33億 7,924万 7千円
		4 実質収支 14億 1,268万 7千円
		5 単年度収支 1億 510万 3千円
	特別会計	1 歳入 5,240億 5,535万 8千円
		2 歳出 5,107億 8,163万 6千円
		3 形式収支 132億 7,372万 2千円
		4 実質収支 131億 3,417万円
		5 単年度収支 18億 3,129万 9千円
	企業会計	1 収入 884億 6,817万 3千円
		2 支出 1,087億 1,284万 4千円
		3 形式収支 △ 202億 4,467万 1千円
		4 補てん財源等 238億 3,687万 6千円
		5 単年度実質収支 12億 8,909万 3千円
6 24年度末資金剰余 134億 3,333万 7千円		
7 25年度末資金剰余 147億 2,243万円		
1	平成25年度北九州市 一般会計 決算について	1 歳入 5,122億 2,822万 9千円 2 歳出 5,088億 4,898万 2千円 3 形式収支 33億 7,924万 7千円
2	平成25年度北九州市 国民健康保険 特別会計決算について	1 歳入 1,184億 2,315万 1千円 2 歳出 1,172億 9,280万 6千円 3 形式収支 11億 3,034万 5千円

No.	件名	要 旨	
3	平成 25 年度北九州市 食肉センター 特別会計決算について	1 歳入	4 億 9,991 万 1 千円
		2 歳出	4 億 6,993 万 7 千円
		3 形式収支	2,997 万 4 千円
4	平成 25 年度北九州市 卸売市場 特別会計決算について	1 歳入	9 億 3,242 万 8 千円
		2 歳出	8 億 661 万 9 千円
		3 形式収支	1 億 2,580 万 9 千円
5	平成 25 年度北九州市 渡船 特別会計決算について	1 歳入	3 億 6,167 万 4 千円
		2 歳出	3 億 1,262 万 2 千円
		3 形式収支	4,905 万 2 千円
6	平成 25 年度北九州市 競輪、競艇 特別会計決算について	1 歳入	1,104 億 611 万 4 千円
		2 歳出	1,096 億 3,614 万 5 千円
		3 形式収支	7 億 6,996 万 9 千円
7	平成 25 年度北九州市 土地区画整理 特別会計決算について	1 歳入	15 億 8,161 万 1 千円
		2 歳出	13 億 829 万 9 千円
		3 形式収支	2 億 7,331 万 2 千円
8	平成 25 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計決算について	1 歳入	495 万 7 千円
		2 歳出	136 万 4 千円
		3 形式収支	359 万 3 千円
9	平成 25 年度北九州市 港湾整備 特別会計決算について	1 歳入	82 億 7,697 万 1 千円
		2 歳出	80 億 8,509 万 8 千円
		3 形式収支	1 億 9,187 万 3 千円

No.	件名	要 旨	
10	平成 25 年度北九州市 公債償還 特別会計決算について	1 歳入	1,690 億 2,579 万円
		2 歳出	1,690 億 2,579 万円
		3 形式収支	0 千円
11	平成 25 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計決算について	1 歳入	2 億 7,395 万 1 千円
		2 歳出	5,098 万 2 千円
		3 形式収支	2 億 2,296 万 9 千円
12	平成 25 年度北九州市 土地取得 特別会計決算について	1 歳入	9 億 3,014 万円
		2 歳出	9 億 3,014 万円
		3 形式収支	0 千円
13	平成 25 年度北九州市 駐車場 特別会計決算について	1 歳入	5 億 613 万 9 千円
		2 歳出	4 億 2,426 万 9 千円
		3 形式収支	8,187 万円
14	平成 25 年度北九州市 母子寡婦福祉資金 特別会計決算について	1 歳入	14 億 7,539 万 3 千円
		2 歳出	3 億 9,989 万 8 千円
		3 形式収支	10 億 7,549 万 5 千円
15	平成 25 年度北九州市 産業用地整備 特別会計決算について	1 歳入	21 億 5,609 万 7 千円
		2 歳出	1 億 2,696 万 2 千円
		3 形式収支	20 億 2,913 万 5 千円
16	平成 25 年度北九州市 廃棄物発電 特別会計決算について	1 歳入	30 億 1,893 万 2 千円
		2 歳出	7 億 9,772 万 7 千円
		3 形式収支	22 億 2,120 万 5 千円

No.	件名	要旨	
17	平成 25 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計決算について	1 歳入	3,030 万 9 千円
		2 歳出	2,402 万 8 千円
		3 形式収支	628 万 1 千円
18	平成 25 年度北九州市 介護保険 特別会計決算について	1 歳入	830 億 1,481 万 4 千円
		2 歳出	809 億 4,466 万 8 千円
		3 形式収支	20 億 7,014 万 6 千円
19	平成 25 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計決算について	1 歳入	2,644 万 8 千円
		2 歳出	41 万 4 千円
		3 形式収支	2,603 万 4 千円
20	平成 25 年度北九州市 学術研究都市土地区画 整理 特別会計決算について	1 歳入	52 億 6,370 万 3 千円
		2 歳出	31 億 213 万 9 千円
		3 形式収支	21 億 6,156 万 4 千円
21	平成 25 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計決算について	1 歳入	28 億 9,786 万円
		2 歳出	28 億 9,786 万円
		3 形式収支	0 千円
22	平成 25 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計決算について	1 歳入	143 億 9,007 万円
		2 歳出	136 億 1,350 万 2 千円
		3 形式収支	7 億 7,656 万 8 千円
23	平成 25 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計決算について	1 歳入	5 億 5,889 万 5 千円
		2 歳出	5 億 3,036 万 7 千円
		3 形式収支	2,852 万 8 千円

No.	件名	要旨																					
24	平成 25 年度北九州市 上水道事業会計に係る 利益の処分及び決算に ついて	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>216 億 5,887 万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>292 億 4,154 万 7 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△ 75 億 8,267 万 7 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>85 億 1,390 万 4 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>△ 2 億 9,334 万 6 千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24 年度末資金剰余</td> <td>50 億 8,412 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>25 年度末資金剰余</td> <td>47 億 9,078 万 3 千円</td> </tr> </table>	1	収入	216 億 5,887 万円	2	支出	292 億 4,154 万 7 千円	3	形式収支	△ 75 億 8,267 万 7 千円	4	補てん財源等	85 億 1,390 万 4 千円	5	単年度実質収支	△ 2 億 9,334 万 6 千円	6	24 年度末資金剰余	50 億 8,412 万 9 千円	7	25 年度末資金剰余	47 億 9,078 万 3 千円
1	収入	216 億 5,887 万円																					
2	支出	292 億 4,154 万 7 千円																					
3	形式収支	△ 75 億 8,267 万 7 千円																					
4	補てん財源等	85 億 1,390 万 4 千円																					
5	単年度実質収支	△ 2 億 9,334 万 6 千円																					
6	24 年度末資金剰余	50 億 8,412 万 9 千円																					
7	25 年度末資金剰余	47 億 9,078 万 3 千円																					
25	平成 25 年度北九州市 工業用水道事業会計に 係る利益の処分及び決 算について	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>18 億 1,139 万 3 千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>20 億 3,035 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△ 2 億 1,896 万 6 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>7 億 8,966 万 3 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>2 億 687 万 6 千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24 年度末資金剰余</td> <td>15 億 44 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>25 年度末資金剰余</td> <td>17 億 732 万 5 千円</td> </tr> </table>	1	収入	18 億 1,139 万 3 千円	2	支出	20 億 3,035 万 9 千円	3	形式収支	△ 2 億 1,896 万 6 千円	4	補てん財源等	7 億 8,966 万 3 千円	5	単年度実質収支	2 億 687 万 6 千円	6	24 年度末資金剰余	15 億 44 万 9 千円	7	25 年度末資金剰余	17 億 732 万 5 千円
1	収入	18 億 1,139 万 3 千円																					
2	支出	20 億 3,035 万 9 千円																					
3	形式収支	△ 2 億 1,896 万 6 千円																					
4	補てん財源等	7 億 8,966 万 3 千円																					
5	単年度実質収支	2 億 687 万 6 千円																					
6	24 年度末資金剰余	15 億 44 万 9 千円																					
7	25 年度末資金剰余	17 億 732 万 5 千円																					
26	平成 25 年度北九州市 交通 事業会計決算について	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>19 億 1,082 万 7 千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>19 億 7,391 万 2 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△ 6,308 万 5 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>1 億 3,526 万 1 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>6,651 万 3 千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24 年度末資金剰余</td> <td>16 億 5,016 万 2 千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>25 年度末資金剰余</td> <td>17 億 1,667 万 5 千円</td> </tr> </table>	1	収入	19 億 1,082 万 7 千円	2	支出	19 億 7,391 万 2 千円	3	形式収支	△ 6,308 万 5 千円	4	補てん財源等	1 億 3,526 万 1 千円	5	単年度実質収支	6,651 万 3 千円	6	24 年度末資金剰余	16 億 5,016 万 2 千円	7	25 年度末資金剰余	17 億 1,667 万 5 千円
1	収入	19 億 1,082 万 7 千円																					
2	支出	19 億 7,391 万 2 千円																					
3	形式収支	△ 6,308 万 5 千円																					
4	補てん財源等	1 億 3,526 万 1 千円																					
5	単年度実質収支	6,651 万 3 千円																					
6	24 年度末資金剰余	16 億 5,016 万 2 千円																					
7	25 年度末資金剰余	17 億 1,667 万 5 千円																					

No.	件名	要旨																					
27	平成 25 年度北九州市 病院 事業会計決算について	<table> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>257 億 4,233 万 5 千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>261 億 3,444 万 4 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△ 3 億 9,210 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>24 億 1,495 万 3 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>11 億 3,495 万 8 千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24 年度末資金剰余</td> <td>24 億 156 万 3 千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>25 年度末資金剰余</td> <td>35 億 3,652 万 1 千円</td> </tr> </table>	1	収入	257 億 4,233 万 5 千円	2	支出	261 億 3,444 万 4 千円	3	形式収支	△ 3 億 9,210 万 9 千円	4	補てん財源等	24 億 1,495 万 3 千円	5	単年度実質収支	11 億 3,495 万 8 千円	6	24 年度末資金剰余	24 億 156 万 3 千円	7	25 年度末資金剰余	35 億 3,652 万 1 千円
1	収入	257 億 4,233 万 5 千円																					
2	支出	261 億 3,444 万 4 千円																					
3	形式収支	△ 3 億 9,210 万 9 千円																					
4	補てん財源等	24 億 1,495 万 3 千円																					
5	単年度実質収支	11 億 3,495 万 8 千円																					
6	24 年度末資金剰余	24 億 156 万 3 千円																					
7	25 年度末資金剰余	35 億 3,652 万 1 千円																					
28	平成 25 年度北九州市 下水道 事業会計決算について	<table> <tr> <td>1</td> <td>収入</td> <td>373 億 4,474 万 8 千円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>支出</td> <td>493 億 3,258 万 2 千円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>形式収支</td> <td>△ 119 億 8,783 万 4 千円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>補てん財源等</td> <td>119 億 8,309 万 5 千円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>単年度実質収支</td> <td>1 億 7,409 万 2 千円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24 年度末資金剰余</td> <td>27 億 9,703 万 4 千円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>25 年度末資金剰余</td> <td>29 億 7,112 万 6 千円</td> </tr> </table>	1	収入	373 億 4,474 万 8 千円	2	支出	493 億 3,258 万 2 千円	3	形式収支	△ 119 億 8,783 万 4 千円	4	補てん財源等	119 億 8,309 万 5 千円	5	単年度実質収支	1 億 7,409 万 2 千円	6	24 年度末資金剰余	27 億 9,703 万 4 千円	7	25 年度末資金剰余	29 億 7,112 万 6 千円
1	収入	373 億 4,474 万 8 千円																					
2	支出	493 億 3,258 万 2 千円																					
3	形式収支	△ 119 億 8,783 万 4 千円																					
4	補てん財源等	119 億 8,309 万 5 千円																					
5	単年度実質収支	1 億 7,409 万 2 千円																					
6	24 年度末資金剰余	27 億 9,703 万 4 千円																					
7	25 年度末資金剰余	29 億 7,112 万 6 千円																					

N o
2 9

北九州市職員の給与に関する条例の一部改正について

(総務企画局人事部給与課)

団体信用生命保険事業の実施機関の変更に伴い、関係規定を改めるもの

1 実施機関の変更等 (第2条の2関係)

現 行	改 正 後
北九州市職員共済組合が行う 団体信用生命保険事業に係る 特約保証料	<u>全国市町村職員共済組合連合会</u> が行う団体信用生命保険事業に係る特約保証料 <u>及び保険料</u>

2 施行期日

平成26年12月1日

No
30

市長等の給与に関する条例等の一部改正について

(総務企画局人事部給与課)

北九州市特別職議員報酬等審議会の答申を尊重し、市長及び副市長の給料の額及び退職手当の支給割合を改めるとともに、常勤の監査委員及び教育委員会教育長の給料の額及び退職手当の支給割合並びに特別職の職員で非常勤のものものの報酬の額を改めるため、関係規定を改めるもの

1 市長等の給与に関する条例の一部改正

給料の額の改定（別表関係）

種 別	現 行	改 正 後
市長	1,340,000円	1,230,000円
副市長	1,060,000円	980,000円
常勤の監査委員	640,000円	590,000円

2 市長等の退職手当に関する条例の一部改正

退職手当の支給割合の改定（第3条関係）

種 別	現 行	改 正 後
市長	100分の60	100分の45
副市長	100分の45	100分の34
常勤の監査委員	100分の21	100分の16

3 北九州市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

(1) 教育長の給料月額の改定（第2条関係）

現 行	改 正 後
70万円	65万円

(2) 教育長の退職手当の支給割合の改定（第5条関係）

現 行	改 正 後
100分の27	100分の21

(次頁に続く)

(続き)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

報酬の額の改定 (別表関係)

区 分		現 行	改 正 後
教育委員会	委員長	月額 336,000円	月額 309,000円
	委員	月額 298,000円	月額 274,000円
市選挙管理委員会	委員長	月額 252,000円	月額 232,000円
	委員	月額 212,000円	月額 195,000円
区選挙管理委員会	委員長	月額 138,000円	月額 127,000円
	委員	月額 114,000円	月額 105,000円
地方自治法第189条第3項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた補充員		日額 8,100円	日額 7,500円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	月額 336,000円	月額 309,000円
	市議会議員のうちから選任された者	月額 102,000円	月額 94,000円
人事委員会	委員長	月額 336,000円	月額 309,000円
	委員	月額 298,000円	月額 274,000円
農業委員会	会長	月額 76,000円	月額 70,000円
	会長職務代理者	月額 64,000円	月額 59,000円
	部会長	月額 64,000円	月額 59,000円
	委員	月額 54,000円	月額 50,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 13,700円	日額 12,600円
	委員	日額 12,400円	日額 11,400円
付属機関の構成員その他非常勤職員		月額 1,340,000円以内	月額 1,230,000円以内

(次頁に続く)

(続き)

5 施行期日

1 及び 3 (1) は、平成 26 年 1 月 1 日

2 及び 3 (2) は、公布の日

4 は、平成 27 年 4 月 1 日

No 31	北九州市手数料条例の一部改正について (財政局財務部財政課)
----------	---------------------------------------

薬事法等の一部改正に伴い、北九州市手数料条例において引用する薬事法の題名を改正する等のため、関係規定を改めるもの

1 条例に引用する法令の題名の改正（別表関係）

現 行	改 正 後
薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）
薬事法施行令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）

2 条例に引用する政令の規定の整備（別表関係）

現 行	改 正 後
(32) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品	(32) 医薬品医療機器等法施行令第3条に規定する薬局製造販売医薬品
(33)の12 薬事法施行令第45条第1項に規定する薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付	(33)の7の2 医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項に規定する薬局開設の許可証の書換え交付
	(33)の12 医薬品医療機器等法施行令第45条第1項に規定する医薬品の販売業の許可証の書換え交付

(次頁に続く)

(続き)

<p>(33)の13 薬事法施行令第46条第1項に規定する薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付</p>	<p>(33)の7の3 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項に規定する薬局開設の許可証の再交付</p>
	<p>(33)の13 医薬品医療機器等法施行令第46条第1項に規定する医薬品の販売業の許可証の再交付</p>

3 施行期日

平成26年11月25日

No 32	北九州市スポーツ施設条例の一部改正について (市民文化スポーツ局文化スポーツ部スポーツ振興課)
----------	--

球技場を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 球技場の新設（別表第1関係）

名称	北九州スタジアム
位置	北九州市小倉北区浅野三丁目9番

2 指定管理者の指定に関する特例（付則第5項関係）

北九州スタジアムの管理をその供用開始の日から指定管理者に行わせようとする場合においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき北九州スタジアムの整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定することを定める。

3 施行期日

1 は、規則で定める日

2 は、公布の日

No
33

北九州市消費生活条例の一部改正について

(市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター)

薬事法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 消費者の安全確保に係る規定の適用除外対象の追加等（第30条関係）

現 行	改 正 後
薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については、第6条の規定は、適用しない。	<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> （昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第9項に規定する再生医療等製品については、第6条の規定は、適用しない。

2 施行期日

平成26年11月25日

<p>N o 3 4</p>	<p>北九州市子ども・子育て会議条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課)</p>
<p>北九州市子ども・子育て会議に、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議をさせるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 会議の設置根拠の追加（第1条関係） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条を加える。</p> <p>2 施行期日 規則で定める日</p>	

<p>N o 3 5</p>	<p>北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例について (子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課)</p>
<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 総則 (第1条－第5条)</p> <p>(2) 学級の編制及び職員に関する基準 (第6条・第7条)</p> <p>(3) 設備に関する基準 (第8条－第10条)</p> <p>(4) 運営に関する基準 (第11条－第16条)</p> <p>(5) 雑則 (第17条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>規則で定める日</p>	

<p>N o 3 6</p>	<p>北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例 について (子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課)</p>
<p>子ども・子育て支援法の規定に基づく過料について定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 過料に処する者</p> <p>ア 教育・保育給付に関して必要な報告等をしない者又は虚偽の報告等をした者</p> <p>イ 教育・保育給付の支給認定証の提出又は返還を求められて応じない者</p> <p>(2) 過料の額</p> <p>10万円以下</p> <p>2 施行期日</p> <p>規則で定める日</p>	

No 37	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する 条例について (子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)
<p data-bbox="204 450 1406 546">児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの</p> <p data-bbox="248 629 501 667">1 条例の内容</p> <ul data-bbox="300 689 1118 965" style="list-style-type: none"><li data-bbox="300 689 820 728">(1) 総則 (第1条－第9条)<li data-bbox="300 748 932 786">(2) 設備に関する基準 (第10条)<li data-bbox="300 806 932 844">(3) 職員に関する基準 (第11条)<li data-bbox="300 864 1118 902">(4) 運営に関する基準 (第12条－第22条)<li data-bbox="300 922 708 960">(5) 雑則 (第23条) <p data-bbox="248 1048 459 1086">2 施行期日</p> <p data-bbox="316 1106 571 1144">規則で定める日</p>	

<p>N o 3 8</p>	<p>北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について (子ども家庭局子ども家庭部保育課)</p>
<p>児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 総則 (第1条－第22条)</p> <p>(2) 家庭的保育事業 (第23条－第27条)</p> <p>(3) 小規模保育事業</p> <p>ア 通則 (第28条)</p> <p>イ 小規模保育事業A型 (第29条－第31条)</p> <p>ウ 小規模保育事業B型 (第32条・第33条)</p> <p>エ 小規模保育事業C型 (第34条－第37条)</p> <p>(4) 居宅訪問型保育事業 (第38条－第42条)</p> <p>(5) 事業所内保育事業</p> <p>ア 通則 (第43条)</p> <p>イ 保育所型事業所内保育事業 (第44条－第47条)</p> <p>ウ 小規模型事業所内保育事業 (第48条・第49条)</p> <p>(6) 雑則 (第50条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>規則で定める日</p>	

<p>N o 3 9</p>	<p>北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について (子ども家庭局子ども家庭部保育課)</p>
<p>子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 総則(第1条―第4条)</p> <p>(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>ア 利用定員に関する基準(第5条)</p> <p>イ 運営に関する基準(第6条―第35条)</p> <p>ウ 特例施設型給付費に関する基準(第36条・第37条)</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>ア 利用定員に関する基準(第38条)</p> <p>イ 運営に関する基準(第39条―第51条)</p> <p>ウ 特例地域型保育給付費に関する基準(第52条・第53条)</p> <p>(4) 雑則(第54条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>規則で定める日</p>	

N o
4 0

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正について

(子ども家庭局子ども家庭部保育課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の設備及び運営の基準を変更するため、関係規定を改めるもの

1 保育に関する規定の整備（第16条、第21条関係）

現行	改正後
保育の実施	保育の提供又は児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置

2 保育所は、施設の運営に関して重要な事項について規程を設けなければならないこととする。（第18条関係）

3 暴力団員等の排除に関する規定の対象となる者に、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を追加する。（第22条関係）

4 保育室等を4階以上に設置する場合に1以上設けなければならない避難用施設又は設備に、屋内階段及び屋外傾斜路を追加する。（第46条関係）

5 認定こども園である保育所の職員数の基準の特例を定めた規定を削除する。（第48条関係）

6 私立認定保育所の入所する児童の選考方法及び利用料の算定に関する規定を削除する。（第52条、第53条関係）

(次頁に続く)

(続き)

- 7 保育所はその業務の質について、自ら評価を行い、及び外部の評価を受け、常にその改善を図らなければならないこととする。(第52条関係)
- 8 特例幼保連携保育所の設備及び職員の特例を定めた規定を削除する。(付則第2項－第7項関係)
- 9 乳児を入所させる保育所の保育士の数の算定に関する特例の対象となる保育所の拡充(付則第13項関係)

現行	改正後
乳児6人以上を入所させる保育所	乳児4人以上を入所させる保育所

- 10 施行期日
規則で定める日(9は、公布の日)

N o
4 1

北九州市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防部予防課)

消防長が指定する大規模な催しを主催する者に対し、火災予防上必要な業務の計画の提出を義務付ける等のため、関係規定を改めるもの

1 大規模な屋外の催しに対する防火管理の措置の追加 (第64条の2、第64条の3関係)

(1) 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する大規模な屋外の催しのうち、対象火気器具等の周囲で火災が発生した場合に人命等に特に重大な被害を与えるおそれがあるものを、指定催しとして指定しなければならないことを定める。

(2) 指定催しを主催する者は、当該催しを開催する日の14日前までに、火災予防上必要な計画を所轄消防署長に提出しなければならないことを定める。

2 防火対象物の消防用設備等の設置状況の公表 (第71条の2関係)

屋内消火栓設備などの消防用設備等の設置義務に違反する建物について、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該建物を公表することを定める。

3 罰則の追加 (第75条、第76条関係)

指定催しを主催する者が、火災予防上必要な計画の提出義務に違反した場合は、30万円以下の罰金に処することとともに、その者が属する法人その他の団体も同様の罰金に処することを定める。

(次頁に続く)

(続き)

4 施行期日

1 及び 3 は、公布の日

2 は、平成 27 年 4 月 1 日

No 42	折尾連立・筑豊本線（国道3号交差部）函渠築造工事請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">（契約室契約課）</p>
<p>折尾連立・筑豊本線（国道3号交差部）函渠築造工事請負契約について、契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 9億7,279万4,880円</p> <p>2 変更契約金額 9億7,927万1,640円</p>	

No 44	15メートル級はしご付消防ポンプ自動車の取得について <p style="text-align: right;">(契約室契約課)</p>
	<p>1 品名 15メートル級はしご付消防ポンプ自動車</p> <p>2 数量 1台</p> <p>3 買入れ予定金額 9,104万4,000円</p>

No 48	公有水面埋立てによる土地確認について (市民文化スポーツ局市民部区政課)
----------	---

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの

土地の所在地	面積
北九州市若松区響町三丁目 19の1地先	202,220.62㎡

<p>N o 5 0</p>	<p>北九州市スタジアム整備等 P F I 事業契約締結について (建築都市局都心・副都心開発室)</p>
<p>北九州市スタジアム整備等 P F I 事業契約を締結するもの</p> <p>1 事業名 北九州市スタジアム整備等 P F I 事業</p> <p>2 契約金額 1 0 7 億 2 , 7 6 2 万 9 , 6 9 0 円</p> <p>3 契約方法 総合評価一般競争入札</p> <p>4 契約期間 契約締結の日から平成 4 4 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>5 契約の相手方 北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号 株式会社ウインドシップ北九州 代表取締役 外堀 隆博</p>	

N o 5 1	指定管理者の指定について（北九州スタジアム） <div style="text-align: right;">（建築都市局都心・副都心開発室）</div>
------------	--

北九州スタジアムについて指定管理者を指定するもの

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定する者	指定する期間
北九州スタジアム	株式会社ウインドシッ プ北九州	北九州スタジアムの 供用開始の日から平 成 4 4 年 3 月 3 1 日 まで

No.	件名	要 旨	
平成 26 年 度 予 算 規 模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	26 億 7,638 万 9 千円	5,454 億 9,332 万円
	特別会計	7 億 2,747 万 2 千円	5,662 億 5,505 万 3 千円
	企業会計	0 千円	1,285 億 40 万円
	合 計	34 億 386 万 1 千円	1 兆 2,402 億 4,877 万 3 千円
52	平成 26 年度北九州市 一般会計 補正予算について	(債務負担) 1 補正額 2 総 額	(1 億 852 万 8 千円) 26 億 7,638 万 9 千円 5,454 億 9,332 万円
53	平成 26 年度北九州市 介護保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	7 億 2,747 万 2 千円 901 億 2,107 万 2 千円